

エネルギー政策推進特別委員会記録

開催日時 平成26年8月6日(水) 10:03~10:31

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

猪奥 美里 委員長

宮本 次郎 副委員長

井岡 正徳 委員

阪口 保 委員

上田 悟 委員

高柳 忠夫 委員

和田 恵治 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 野村 地域振興部長 ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事

(1) 当面の諸課題について

(2) その他

<質疑応答>

○猪奥委員長 ただいまよりエネルギー政策推進特別委員会を開会いたします。

なお、理事者において田中農林部次長が欠席されておりますので、ご了承願います。

本日、当委員会に対しまして2名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

その後の申し出につきましても、さきの方を含め、20名を限度に許可することにした
いと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、認めることといたします。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は何かとご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私と宮本議員がさきの6月議会定例会において正副委員長に再任されました。今後、委員各位並びに理事者のご協力、ご支援を得て、引き続き円滑に委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、出席を求める理事者についてですが、去る7月14日、正副委員長会議でお手元に配付のとおり決定されています。

なお、本日は委員の申し出により河川課長に出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、委員会の運営についてですが、お手元に配付しております今後の委員会の運営についてを説明させていただきます。

1の所管事項及び調査・審査事務については、記載のとおりです。2の議論の方向についてですが、昨年の委員会設置から議論していただき、一定の議論の方向として取りまとめたものです。3の委員会の運営についてですが、今後、所管事項に係る調査並びに審査を行うとともに、ただいまの議論の方向による委員会討議を行いながら、4の当面のスケジュールに沿いまして、来年2月定例会において委員会としての成果を報告したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの説明についてご意見がありましたらご発言をお願いします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、委員会討議の時間もとりながら、調査並びに審査を進めてまいります。

次に、事務分掌表をお手元に配付いたしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、委員会運営の都合によりまして副委員長と進行を交代します。

○宮本副委員長 それでは、委員長にかわりまして、委員会を進めさせていただきます。

案件に入ります前に、前回の委員会で猪奥委員長から質疑のありましたことについて答弁をお願いします。

○平岡河川課長 まず、前回の質問を確認させていただきたいと思います。小水力発電において、他府県では流水占用料を免除しているというところがあるということで、奈良県においても発電会社以外が発電を行うときには使用料をいただかないこともできると考えます。次回の委員会で河川課から回答を求めたいということですが、それでよろしいでしょうか。

○猪奥委員長 はい、結構です。

○平岡河川課長 それでは、答弁いたします。

河川区域内において小水力発電を実施する際に流水を占用する場合には、河川法の規定により、河川管理者の許可が必要になっております。さらに流水の占用を認めるということは、許可を受けた者に明確な受益が発生していることから、県においては条例を定めて流水占用料を徴収しております。ただし、奈良県流水占用等に関する条例第3条で減免について規定しております。例えば国及び地方公共団体が公共事業または公共の利益となる事業を行う場合、あるいはかんがいまたは飲料のために占用するときなどについては、減免を図っております。

奈良県においては、現在、下北山村が実施している小又川での小水力発電と、ことしの秋に上津ダムでの小水力発電があります。下北山村については減免しておりますが、上津ダムについては流水占用料をいただこうと考えております。

他府県のことも調査しました。アンケートを全都道府県に配ったところ、39都道府県から回答があったのですが、その中で小水力発電に係る流水占用料の減免措置を実施しているのは2県、特別に小水力発電に係るということで。さらにもともと39都道府県のうち、電気事業者以外の民間企業で流水占用料を徴収しているのは35県とおおむねどの県も徴収しているということです。県としても当然今の基準どおりに電気事業者以外の民間企業であれば徴収していきたいと考えております。以上です。

○猪奥委員長 いろいろ調べていただいたようで、ありがとうございました。回答のあった39県のうち2県に関しては、小水力発電でも減免の措置の対象になっているということです。まだまだ他の都道府県もよその県を見ながら、この新しいケースにどのように対応していったらいいのだという議論もしながら、とりあえず前のままでいこうかと、これまでどおりいこうかという対応をとられながらも、どうしようか考えあぐねておられるところだと思います。

奈良市阪原における小水力発電施設の設置に向けた会議にも出席しておりますが、河川課からも毎回ご出席いただいて、協議を前へ前へ進めていこうとしているところですし、河川課から人を出していただいて会議を進めていただいていることに、大変感謝しております。ただ、出席いただいてわかりますように、会議をやればやるほど、調査をすればするほど、話が進めば進むほど、いろいろな新しい話が出てきて、河川というのはとても難しいのだと思います。鹿児島県は流水のお金を徴収しないだけでなく、事業の全体において、県としてやりましよう。運営だけこの団体にやってくださいという運用のされ方

もしておりますので、かちんと凝り固まった考え方だけではなく、フレキシブルにこれからも対応していただきたいと思います。

また、今後いろいろな議論をさせていただきたいと思いますので、ぜひそのときはご出席いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○宮本副委員長 答弁をいただきましたので、委員長と進行を交代します。

○猪奥委員長 次に、当面の諸課題として質疑等があればご発言願います。

○和田委員 本年度の奈良県エネルギービジョンの施策については、昨年度、つまりことしの2月定例議会などで、特に予算審査特別委員会もあり、いろいろな質疑、答弁が出ております。それから、予算の執行が始まり、もう4カ月がたちました。この間、いろいろな取り組みが奈良県としても進められていることだろうし、国でも新しい施策がどんどん進められております。そこで何点かにわたって現在の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

まず、奈良県エネルギービジョンの平成25年12月末時点の進捗については、そちらのほうから資料が出ております。平成26年7月末、ちょっと急かもわかりませんね。6月末でもいいのですが、導入の目標数値に対して、直近でどのぐらいに達しているのか。把握されているならばご報告を受けたいと思います。

2点目ですが、もう既に平成25年12月末時点では8割以上の数値目標達成ということですから、もう既にこの目標はほぼ達成されたのではないか。この間、答弁を聞いておきますと、自給率の引き上げのための方向をまず打ち出しますと、数値目標については検討いたしますと、このような答弁であったかと。間違いであれば正していただきたいですが、いずれにしても、奈良県エネルギービジョンの今後のというよりも、今年度の取り扱い、取り組み方をどうするのかお聞かせいただきたい。

3点目には、エネルギー政策課も大変頑張ってくださいましたが、グリーンニューディール基金が16億円おりてくる。これを3カ年の計画で公共施設を中心に使うと。この具体的な使い道の施策、計画が進んでいるのかどうなのか。その状況について進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

4点目はきょう新しく、事前の連絡なしに尋ねることです。どういう内容かと申しますと、既に国ではさまざまな再生可能エネルギーをめぐっての助成が出てきております。その中でもこのような国の支援システムを考えるならば、家庭用太陽光発電の支援も考えられるのではないかという点で、国の考え方を少し紹介し、そして県としても検討してもら

いたいと思うのです。

国の支援対策ですが、独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金を25億円組んでいるという資料があります。この25億円の事業内容は、売電ではなく、自家消費向けの再生可能エネルギー発電システムに対する支援を行う。よって、再生可能エネルギーの導入拡大を図る。自家消費が条件になっております。

家庭用太陽光発電についても、これは自家消費に限定して、売電をしない家庭用の太陽光発電も前提にしての支援を考えてもいいのではないかと。昨年までは国が補助してきたので、県も補助するというやり方でしたが、設備のほうが安くなったので、家庭用はもはや援助する必要がなくなったという答弁でした。しかし、このような国の発想から考えるならば自家消費に限る家庭用太陽光発電を、奈良県としてももう一度新しい観点からこの制度導入を考えてもいいのではないかと。いよいよ秋からは新年度予算の組む準備に入るので、今この時期に提案しておきたいと思っております。ご所見程度で結構ですから、あれば出して、これは地域振興部長からご見解をいただけますか。以上です。

○平田エネルギー政策課長 ご質問のうち1点目ですが、エネルギービジョンにおける数値目標、現状わかっている時点でということでお答えします。

前回の6月の当委員会のおきにも少しご報告しましたが、平成26年3月末時点で、対平成22年度比2.4倍増になっております。平成27年度の目標が2.7倍ですので、平成25年度末時点でかなり目標値には近づいている状況です。

それ以降の状況については、ただいま様々なところから情報収集し、もう間もなく平成26年6月末時点の数字がわかるころですけれども、当然この2.4倍よりも伸びている状況ではあると思っております。2点目のご質問にもありますが、この数値目標をどうするかということですが、これについては、今後の動向を踏まえながら、ただ太陽光発電等、国の制度によって大きく左右されていた部分もありますので、そのような国の制度の変わり目、あるいは県内のいろいろな情勢等を踏まえて、今、その状況を見きわめているところと。そのような状況を見きわめながら、上方修正について検討を進めているところと。また、そのあたり検討が進みましたら委員会でもご報告したいと思っております。

3点目のグリーンニューディール基金についてですが、これについても、6月末に環境省から16億円の内示を受けました。その後、市町村等に対して当該基金の活用に関する要望調査を行いました。その調査結果をもとに県あるいは各市町村への割り振り等を精査しているところと。基金については、今後、県予算への基金の繰り入れ、それからこの

内容を審査します附属機関等も設置する予定ですので、その附属機関に関する改正条例案等を次回の9月議会へ上程したいと考えております。具体的な箇所づけや個別計画等については今後県の各機関、市町村の要望内容をより精査し、予算の承認を得た後、その評価委員会等で事業計画内容について検証を行い、効果的な配分を行っていきたいと考えております。以上です。

○野村地域振興部長 委員からご質問のありました4点目の国の独立型太陽光発電支援助成制度があるのではないかというお話です。申しわけございません。今、手元にどんな仕組みでどういう要件かは持っておりませんので、まずは勉強していききたいと思います。

その上で所見でもというお話でしたので、少し申し上げますと、まず、売電をしないということであれば、直観的に言うと、家庭用を導入される方はどうやってペイされるのかということがあります。多分FIT制度で売電するから10年、20年、期間はわかりませんが、元を取るという話だったと思うのです。売電されないで自家消費だけでやるといった場合に、導入される一般家庭にどういうインセンティブがあるのかということをもまず率直に思います。まだ要件などが全然手元にないのでわからないのですが、一般家庭用でかつ国の予算で25億円と言われますと、全国的なものだとすれば、かなり規模が小さいのではないのでしょうか。何か極めて限定的なモデル的な形ではないかと。全国の一般家庭に幅広く普及するようなものではないかと。何か要件を絞ったモデル的なものではないかと率直に思いました。申しわけございません。手元に全く資料がないものから。まずその制度を勉強して、どういう考え方で国が助成をしようしているのか。それに対して県はどういうことをするべきなのかどうなのか、あるいはそうしなくてもいいのかというようなことを考えていきたいと思っております。以上です。

○和田委員 まず、エネルギー政策課長からいただいた答弁、しっかりと状況を把握しながら情報収集をして、それこそより確実な客観的な方向、方針を打ち立てていただきたいことを要望しておきます。

地域振興部長の答弁については、この独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金について詳しいことは存じておらないと。これが家庭用にまで対策を打つならば25億円は少なすぎるのではないかと。恐らくそういうことでしょう。後ろからエネルギー政策課長、どうぞアドバイスしてください。

いずれにしても、これは家庭用には及ばないようです。エネルギー政策課長、それよろしいですね。ですから、だからこそ発想からすれば自家消費が、企業では自家消費を前

提としての補助金だということです。では、自家消費を前提とする家庭用の太陽光発電導入についての支援があってもいいのではないか。国に見習うというから、それでは、国に見習ってくださいということでこれを言うのだけれども、しかし、加えて家庭用こそは屋根を皆さん持っているのだから、取りつけられるところはどんどん取りつけていただいて、そして太陽光発電を普及させて、こういうやり方を推進することが大変重要だと思うのです。

後からいろいろ聞くところによると、小水力発電なども大変困難であることも、私の調査ではいろいろ出てきております。それをどう乗り越えるかということが、今、非常に大きな課題として調査研究をしなければならないということ、5人ほどの専門家の会合があつて聞かせていただきました。これは大変ハードルが高い取り組みだという思いをしておりますので、今は太陽光発電にしっかりと力を注いでいくことが重要ではないか。しかし、だからといって小水力も地熱など、そんなほかのものはどうでもいいということでは絶対にはないのです。そうではなく、太陽光発電をもう一度補助金10万円かいくらかは知らないけれども、そのような制度を創設していくことが大切ではないかと提案しております。提案ですから、どうぞひとつ国の考え方を、奈良県では奈良県民に対する対応ということで検討していただきたいと要望しておきます。

それから、この3月には県庁及び県庁周辺施設で一体的に考えた省エネ設備のコージェネレーション設備の導入を国に申請しているということでした。非常にすばらしいことだと思って、エネルギー政策課の頑張りを感じておりました。その進捗はどうなっているのでしょうか、この点を説明ください。

○平田エネルギー政策課長 質問のあった県庁周辺の分散型エネルギーインフラプロジェクトですが、これについては、県庁舎でガス発電を行い、本庁舎、分庁舎及び周辺の県有施設に電力と熱源を供給する仕組みを構築するとともに、その仕組みを民間事業者等の協力を得ながら発展させるという構想です。

昨年度、総務省の委託事業として導入可能性調査を実施しました。その次の段階として今年度、マスタープランの作成あるいはプロジェクト推進組織の構築等を目指し、平成26年2月の補正予算で計上しました。5月末にマスタープラン策定事業として提案書を総務省へ提出しましたが、まことに残念ながら6月末に不採択という通知を受けております。

今後の事業の進め方については、もう一度再考することが必要になっております。今後の方向としては、国土強靱化という観点から、県庁周辺のエネルギーインフラについて平

常時と災害時の両面での活用方法を検討していきたいと考えております。その中で国への政府要望の際にも国土強靱化の中のメニューの一つとして位置づけ、要望しております。今後は採算性の視点、あるいは国庫補助制度を活用した事業内容等について関係者と連携しながら、検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○和田委員 頑張ってください。以上です。

○猪奥委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければこれで質疑を終わります。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。